

2024年1月1日

2026年4月1日改定

「伊豆諸島クラブ」会則

第1条 (名称、運営及び目的)

- この会は、伊豆諸島クラブ（以下「本クラブ」という。）と称します（英文字:IZU ISLANDS CLUB）。本クラブの運営は東海汽船株式会社が行い、本クラブの運営にあたり、「伊豆諸島クラブ事務局（以下「事務局」という）を設置します。
- 本クラブは、会員が伊豆諸島へ気軽に旅を楽しめる環境づくりを行い、船旅と各島それぞれの素朴で美しい自然を身近に感じ、会員相互の親睦を図ることを目的としています。

第2条 (会則の適用の範囲)

本会則は、本クラブの会員に適用されます。

第3条 (会員資格)

- 会員とは、本会則を承認のうえ、所定の入会手続きをしていただき、第4条で定めた年会費を納入した方を会員（以下「会員」という）とします。また、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）の構成員（過去5年以内に構成員だった場合を含む）及びその関係者、又はサービスの悪用、若しくは第三者に迷惑をかける行為を行う者等については、ご入会をお断りしています。
- 同一の方の重複の入会は無効となります。
- 会員資格の有効期限は入会日から同年の12月31日までとします。

第4条 (入会金及び年会費)

- 入会金が無料です。
- 年会費は一人につき1,000円（税込）とし、新規入会時に前納するものとします。
- いったんお支払いいただいた年会費は、理由のいかんを問わず返還致しません。
- 支払い方法はクレジットカードのみとなります。

第5条（禁止・契約解約）

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第4条に定める入会金・年会費を支払います。
 - ・ 第3条に定める会員資格を充足しないことが判明した時
 - ・ 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき
 - ・ 支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払い方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）
 - ・ 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
 - ・ 法令に違反したとき。
 - ・ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第6条（デジタル会員証の発行）

1. 当クラブは会員に、東海汽船が提供するアプリ（以下「アプリ」という）内で、デジタル会員証（以下「会員証」という）を発行します。
2. 会員証は、会員本人に限り利用できるものとします。

第7条（特典）

1. 特典を受ける際には会員証を係員にご提示ください。特典を受ける時にご提示できない場合には、特典を受けることはできません。
2. 会員本人の予約に同行する4名までが下記特典を受けることができます。
 - ①東海汽船航路の運賃が10%割引となります。
 - ②東海汽船の企画実施する旅行商品が10%割引となります。
延泊料金やオプションプラン等、割引対象外のものがありますので、詳しくはお問い合わせください。
3. サービス向上のため会員に告知なく特典内容が変更になる可能性がございます。
4. 伊豆諸島クラブの割引を適用して乗船券・対象の旅行商品を購入された場合のみスタンプを付与いたします。

第 8 条 (スタンプカードの有効期限および会員ステータスについて)

1. スタンプカードの有効期限は、最後にスタンプが押された日から 1 年後とします。
2. 獲得したスタンプに応じて、お客様の会員ステータスが決定します。
3. 最後にスタンプが押された日から 1 年間使用がない場合、会員ステータスは 1 つ下がります。

第 9 条 (電子クーポンの有効期限)

電子クーポンの有効期限は、電子クーポン画面に記載されている日時までとします。期限を過ぎた電子クーポンはいかなる場合も再発行はいたしません。また、会員自身で電子クーポン使用前に使用済としてしまった場合も再発行はいたしません。

第 10 条 (ID・パスワードの管理)

1. 会員は、会員 ID 情報を、責任を持って管理するものとします。
2. 会員は、会員 ID 情報を第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとします。
3. 当社は、正当な会員 ID 情報が使用された手続き・操作等については、会員本人が行ったものとみなすものとします。第三者が会員 ID 情報を使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、会員 ID 情報が漏洩し、会員 ID 情報が第三者に使用されていることを知った場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、事務局からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第 11 条 (お届け事項の変更及び紛失・盗難について)

1. 会員は、会員氏名・住所・電話番号等の登録している事項に変更があった場合には、速やかアプリ上から変更手続きを行うものとします。
2. 前項における変更手続きがなされない場合、必要な連絡及び通知が届かず、クーポン等のサービスが受けられなくなることがあります。なお、変更手続きがなされなかったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、事務局はその賠償の責を一切負わないものとします。

3. アプリの削除や機種変更、紛失や盗難によりログインできなくなった場合は、再度入会をしてください。その際、以前のステータスや特典の引継ぎはできません。

第12条（会員の退会）

1. 会員の都合による退会は、いかなる場合も年会費の返金はありません。
2. 不正利用が発覚したときは即刻退会となります。その際も年会費の返金はありません。
3. 会員の都合により退会した場合は、退会成立と同時に会員ステータスやスタンプカード、クーポンなどの特典は失効します。
4. 退会后、再入会する場合、以前の会員ステータスや特典を引き継ぐことはできません。
5. 退会はアプリにて会員ご本人が行ってください。

第13条（個人情報の取扱い）

1. 事務局は、本会則に基づき、会員あての各種ニュース配信やPUSH通知等にて東海汽船や伊豆諸島に関する情報提供等のため個人情報（登録頂いている氏名・生年月日・住所・電話番号・会員番号等）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び、規定の策定をした上で収集・利用いたします。
2. 事務局は、会員あてに各種ニュース配信やPUSH通知等での東海汽船や伊豆諸島に関する情報提供等のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし、会員は事務局に対し、このような目的のための個人情報の利用の中止を求めることができます。
3. 会員は、事務局に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は事務局に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
4. 各種ニュース配信やPUSH通知等での東海汽船や伊豆諸島に関する情報提供等の中止について会員ご自身にてアプリにて設定を行ってください。個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは、伊豆諸島クラブホームページの「お問合せフォーム」より事務局へお問合せください。

伊豆諸島クラブホームページ：<https://www.tokaikisen.co.jp/sevenislandclub/>

第 14 条（その他承認事項）

事務局は、会員への予告なく、必要に応じて本規約、その他の規程の制定、変更、改廃等を行うことができるものとします。この場合、当社は各種媒体を通じて速やかに会員に告知をします。

本規約は、2026 年 4 月 1 日より有効となります。

2024 年 1 月 1 日制定

2026 年 4 月 1 日改定(第 3 条 3 項、第 4 条 2 項、第 7 条 2 項①③)

以 上